

私学助成幼稚園・国立大学附属幼稚園を利用される方へ

幼児教育・保育の無償化のお知らせ

満3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもの
保育料・入園料が月額28,000円まで無償化

- ・国立大学附属幼稚園は月額8,700円まで無償化
- ・入園初年度に限り、月額の保育料に加え、入園料を月額に換算した額を合わせて無償化されます。
- ・給食費、行事費、通園送迎費等は、保護者負担となります。

（算定のイメージ）	入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
私学助成幼稚園	10,000円	20,000円	28,000円	2,000円
国立大学附属幼稚園	2,600円	6,100円	8,700円	0円

※4月入園の場合、入園料は年間在籍月数の12で割った数とする。

無償化にあたり、西脇市へ手続が必要です。

→手続については、裏面をご確認ください。

預かり保育について月額12,300円まで無償化

- ・共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳児（3歳になった4月1日以降）から5歳児（小学校就学前）までの子どもの利用料が対象です。
- ・利用日数に応じて月額上限額は変動（1日あたりの上限は490円）します。

（算定のイメージ）	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
利用料4,000円の場合	10日	4,900円	4,000円	0円
利用料10,000円の場合	20日	9,800円	9,800円	200円

※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象（月額17,700円が上限）

※幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額12,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

→手続については、裏面をご確認ください。

無償化の対象となるための手続

<通常の利用の方>

私学助成幼稚園・国立大学附属幼稚園を利用するすべての子どもは、施設等利用給付認定（新1号認定）が必要です。

【必要書類】

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）
- ・保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

<通常の利用＋預かり保育を利用される方>

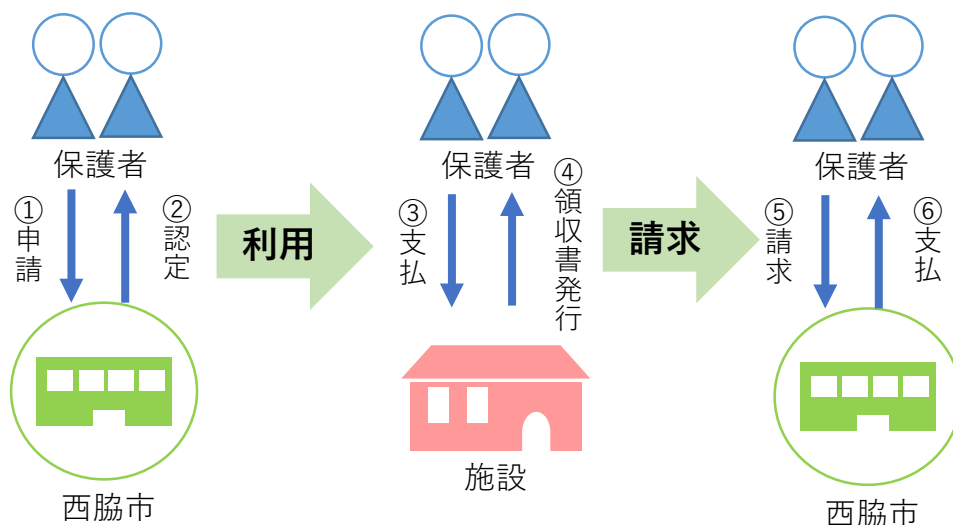
通常の利用に加えて、預かり保育を利用する子どもは、施設等利用給付認定（新2号認定）が必要です。

【必要書類】

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）
- ・就労証明書・保育を必要とする申立書（父・母いずれもの提出が必要）

施設利用から給付までの流れ

- ・認定を受けた子どもの保育料等は、いったん保護者に負担していただきます。
- ・施設からの領収書をもって、市へ請求していただきます。



※請求の手続については、別途お知らせします。

※⑤請求、⑥支払については、施設が代理で請求・受領を行う場合があります。

書類の配布・提出について（西脇市在住の方）

- ・書類は、幼保連携課（西脇市役所1階）で配布しています。
 - ※西脇市のホームページからもダウンロードしていただけます。
 - ※兵庫教育大学附属幼稚園を利用中の方は、園を通して案内します。
- ・書類は、幼保連携課（西脇市役所1階）にご提出ください。

